

免税軽油制度の継続を求める意見書

軽油引取税については平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油について設けられている免税制度が、令和9年3月末で廃止される状況にある。

今までこの制度により、道路を運行しない農林業用機械、船舶、製造業などの重機等に使用される軽油は免税が認められてきた。特に当市の冬の観光産業を支えてきたスキー場においては、ゲレンデ整備のための圧雪車等に使用する軽油が免税となっており、利用者の減少等厳しい状況にあるスキー場の経営維持に不可欠なものとなっている。免税制度が廃止されれば、スキー場の経営はさらに厳しく深刻なものとなり、当市の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

よって国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響にかんがみ、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1 免税軽油制度を継続していただくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

衆議院議長 あて

令和7年12月22日

飯山市議会議長 上松 永林